

No.	意見聴取会当日の参加者のご意見（要旨）	意見聴取会当日の議員の回答・意見（要旨）
<b>◆ 条例（案）全般について</b>		
1	<p>基本条例であるからかもしれません、抽象的な文言が多く具体的な規定が一切ありません。</p> <p>規則への委任規定を置くべきではないでしょうか。</p>	<p>本条例（案）は、あくまでも基本的事項を定めたものです。</p> <p>例えば、議会報告会をどういう頻度で、どこで、いつ開催するか等は、今後、議会運営委員会等で詳細を定め、必要に応じ運用を具体化させた規則、要綱等の作成を検討してまいります。</p>
<b>◆ 前文について</b>		
2	<p>前文というのは、最も肝要な部分です。その前文に、政治倫理条例という文字が挟まれているが、同条例が果たして倫理なのでしょうか。</p> <p>よって、政治倫理条例という文字は、前文から削除されるよう願います。</p>	<p>議員は常に襟をただし、高潔な姿勢で政治に臨まなければならぬという堺市議会議員の決意を表したものです。</p> <p>本市の政治倫理条例は、市民の直接請求により、市民が議会に提案し、議会で定めた市民自治の延長線上にある誇るべき日本で最初の政治倫理条例であり、前文にその文言があることは、素晴らしいことと考えております。</p>
<b>◆ 第1章「総則」第1条について</b>		
3	<p>第1条中「議会と市民との関係」とありますが、趣旨、条例案の内容から見ると、「市民と議会との関係」にすべきと考えます。</p>	<p>第1条は、市民に開かれた議会をめざすということに力点を置かせていただいているということと、議会及び議員の責務を定めることによって、より使命が明らかになるということから、「議会と市民との関係」と規定しております。</p>
4	<p>第1条中「市政の持続的発展」の「市政」と、第28条中「市勢の発展のために尽力しなければならない」の「市勢」の違いを教えていただきたい。</p>	<p>第1条の「市政」は、市の政治の仕組みを一般に想定し、それを持続的に発展させるという意味合いで政治の「政」を使用しており、第28条の「市勢」は、堺市全体をより発展させていくという思いで「勢」を使用しています。</p>
<b>◆ 第3条「議会の活動原則」について</b>		
5	<p>市民との意見交換会は、いつ、どこで実施しますか。できれば地域で実施されたい。</p>	<p>議会報告会の開催回数や開催場所については、今後、議会運営委員会や議会力向上会議でしっかりと議論してまいります。</p> <p>※第22条 議会報告会に関する意見と重複したため、補足説明のみ</p>
<b>◆ 第4条「議員の役割及び活動原則」について</b>		
6	<p>第4条第4号「議員としての資質を向上させるよう、常に研さんする」、同条第2号「必要な調査及び研究を行う」、同条第5号「高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行」とありますが、議員なら当然であり、あえて明記する必要があるのでしょうか。</p>	<p>ご意見をいただいたとおり議員にとって当然のことではありますが、議員が本来、何をしなければならないか、実行にあたりどういうことに留意すべきかを、あえて本条で明記しました。</p> <p>特に、議員は、市政についてしっかりと調査・研究していくと同時に、世界、国、また社会情勢も踏まえ市議会議員としての立場で発言していかなければならぬいため、調査研究と、議員の資質向上に関する規定を設けたものです。</p>

No.	意見聴取会当日の参加者のご意見(要旨)	意見聴取会当日の議員の回答・意見(要旨)
<b>◆ 第7条「市長等との関係」について</b>		
7	<p>第7条中「緊張関係を保ちつつ」とあるが、独立対等な立場であれば「緊張関係を保つ」のは当然で、あえて明記する意図は何でしょうか。</p> <p>「緊張関係を保つ」ことを明記するのであれば、国政選挙時に、某市長の公務日程がほとんどないという事象がありました。議員及び市長は、市政に専念すべきであり、国政選挙時に議会を軽視するような行為を制限する内容の明文化も必要ではないでしょうか。</p>	<p>地方自治法には議会に関するさまざまなことが規定されていますが、その法律の範囲を議会が超えることはできません。二元代表制といつても、議会の権能は足りないと思っています。そのため、「緊張関係」という言葉を用い、足りない権限ですがそれでも市民の皆さまの負託に応えていく気持ちの現れと、ご理解ください。</p>
<b>◆ 第11条「会期等」について</b>		
8	<p>会期中に議決に至らなかった議案は次の会期に引き継ぐことなく、その会期において消滅するとありますが、それは地域住民や市民にとって非常に重大で切実な問題です。</p>	<p>会期ごとに消滅することは、地方自治法で定められており、議会では変えることのできないことあります。当然、必要に応じて再度、次の議会でも議論する手続きがありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>
<b>◆ 第14条「専門的知見の活用」について</b>		
9	<p>執行機関のある懇話会を傍聴したが、懇話会委員の人選は担当部局の都合のより人選になっているように感じた。行政機関は市民にとって不利益になる事実も隠さず調査し、報告しなければならない。条例案第14条に規定する専門的知見の活用にあたっては、「市民のために」を目的として、利害の相反する複数の学識者から調査を行われたい。</p>	<p>本条は学識経験を有する者の専門的な知恵を借りて調査を行い、議会の監視機能及び調査機能を強化するためのものです。条例(案)制定後は、本条に基づき積極的に活用してまいりたいと思います。</p>
<b>◆ 第16条「議会図書室の充実強化」について</b>		
10	<p>議会図書室は、中央図書館にもない行政関係の専門図書や、議会記録があるが、市民はこれらを借りることができません。</p> <p>また、コピーしたくても、議会図書室にはコピー機がなく、庁舎内を移動してコピーする必要があり、不便であるため、議会図書室に市民が使用できるコピー機の設置を求めます。</p>	<p>本条は議会図書室の充実強化について規定しており、第2項では市民の閲覧利用に配慮する旨を規定しています。</p> <p>本館にある議会図書室から庁舎内を移動してコピーに出向くことは手間のかかることであり、一存では決められませんが、市民の閲覧利用に配慮するため、前向きに検討してまいります。</p>
<b>◆ 第21条「請願及び陳情」について</b>		
11	<p>具体的な要件が定められていません。手続きを定めてください。</p>	<p>条例(案)の策定作業においても、市民参加は急務であるという共通認識に至りました。本条では請願及び陳情を市民の皆さまからの貴重な政策手本と受け止めるためにも、各委員会の場において、直接、ご意見などをお聴きしようということになり、本条の規定を設けました。</p> <p>今後、この条文を根拠とし、議会運営委員会や議会力向上会議において、その運用ルールを協議してまいります。</p>

No.	意見聴取会当日の参加者のご意見(要旨)	意見聴取会当日の議員の回答・意見(要旨)
12	「口利き」と言われることのないよう、論理的な観点での適切な請願・陳情の取扱いが必要ではないでしょうか。もう少し踏み込んだ論理的な明文化規定を設けてもいいのではないかでしょうか。	議員の「口利き」は、当然あってはならない行為であり、厳しい批判にさらされるものです。条例(案)では、第4条第5号において、議員の高潔保持等について定めております。
<b>◆ 第22条「議会報告会」について</b>		
13	議会報告会を年4回、中小企業に配慮して日曜日開催をしていただきたい。開催時間は、14時頃から16時頃にしていただきたい。 また、開催場所については、7つの各区役所で開催し、例えば、東区選出議員が美原区の議会報告会に出席し、美原区選出議員が東区の議会報告会に出席するなど、開催区の選出議員以外の議員が出席する方法がよいのではないか。	議会報告会は、条例(案)に盛り込むべきかどうかを検証するため、昨年10月14日に試行し、その後も議論を重ねてきました。 開催回数については、今後、議会運営委員会や議会力向上会議で協議していきますが、市民の皆さまのたくさんのご意見を頂戴してから決定したいと思います。 また、開催区の選出議員以外の議員が議会報告会に出席するという提案についても、どういう方法が最も良いかなどの運営方法を、今後検討してまいります。
<b>◆ 第23条「会議の原則公開」について</b>		
14	土地売買契約に係る詳細な情報などは議会資料では記載されていません。詳しい内容が公開されていないのであれば、それは公開していないことと同じです。そこで審議されている資料も含めて、詳しく公開してください。	単に公開するだけではなく、そこで審議されている資料も含めて詳しく公開せよというご意見として、今後しっかりと議論していきたいと思います。
<b>◆ 第24条「賛否の公表」について</b>		
15	現状、会派の議員の誰が賛成したか反対したかわからない。政令指定都市になるとともに、誰が賛成したか反対したかがわからない状況です。	賛否の公表、いわゆる議案に賛成するか反対するかについては、議員の重要な職務であると認識しており、条例(案)においても会派等の賛否を明らかにすることを定めております。
<b>◆ 第29条「議員定数及び議員報酬」について</b>		
16	今の情勢にあった議員報酬及び議員定数となっていますか。	現在、議会力向上会議において大きな議題となっている事項であり、精力的に取り組んでおり、できるだけ早い時期に答えを出したいと考えています。
<b>◆ 第30条「政務活動費」について</b>		
17	政務調査費から政務活動費に移行した経緯を教えてください。 政務活動費になることによって使途が曖昧になると捉えています。使途を調査する第三者委員会を設けて迅速に処理すること及び罰則規定を明確化してください。	地方自治法の一部改正に伴い、3月1日より名称が「政務調査費」から「政務活動費」に変更となるとともに、陳情や要請活動という使途が追加されます。 法改正の際、附帯決議において、議長が透明性の確保に努めなさいと規定されており、「堺市議会政務活動費の交付に関する条例」でも、第10条(透明性の確保)を新たに設けております。 また、堺市議会は1円以上の領収書公開を早くから行っており、また、書類保管期間を3年から5年に延長しましたので、市民の皆さまはいつでも1円以上の領収書を見ることができます。領収書に疑義がある場合には、直接、議会に尋ねていただくことも可能です。

No.	意見聴取会当日の参加者のご意見(要旨)	意見聴取会当日の議員の回答・意見(要旨)
<b>◆ 第32条「条例の見直し」について</b>		
18	<p>条例の施行後、不断の検証に努めるとあります、どのようにして検証していくのでしょうか。</p> <p>例えば、第三者委員会の設置や市民意見の聴取方法等、もう少し踏み込んだ中身であってもよいのではないのでしょうか。</p>	不断の検証をどのような検証方法で行うべきかにつきましては、今後、具体的に定めてまいります。
<b>◆ 条例（案）に規定していない事項について</b>		
19	堺市が制定する条例は、誰のために制定され、誰のものなのでしょうか。	条例は、すべてはお住いの市民の皆さまのためにあると思っており、市の提案する条例であろうが、議員の提案する条例であろうが、市民のためになるものでなければならぬと感じています。
20	条例（案）第19条に「議会は、市民の多様な意見を反映し、議会活動に反映させる」という規定がありますので、地域猫の手術等について、議員の方々がどういう考え方をもっておられ、どのような助成金なり補助なりを出していただけるのか、教えていただきたい。	個別案件についての市民意見を議会に反映させるため、本条例（案）第19条を設けております。本条を活かし、意見を議会に提案していただきたい、請願・陳情の方法を活用していただきたいと思います。議会基本条例を有効にご活用いただき、個別の問題についての市民の皆さまのご意見を、議会に届けていただければと思います。
21	堺市では、市民が担当部署の違法行為や不作為を発見した場合、公益通報ではなく、広聴制度によることになるが、形式的な市民意見の広聴では何の解決にもなりません。市は、市民の執行機関に対する申し立てを議会にも知らせ、又は市民が執行機関へ申し立てた事案を議会へ報告させるなど、議会と執行機関の情報共有化を求めます。【要望】	— (ご意見としてお伺いしました。)
22	<p>意見聴取会は、市民と議員が意見交換し、その中で条例を制定していく大変良い機会であり、本当の意味での開かれた議会かと思います。</p> <p>今回の条例（案）に限らず、今後も積極的に続けていただきたい。【要望】</p>	— (ご意見としてお伺いしました。)